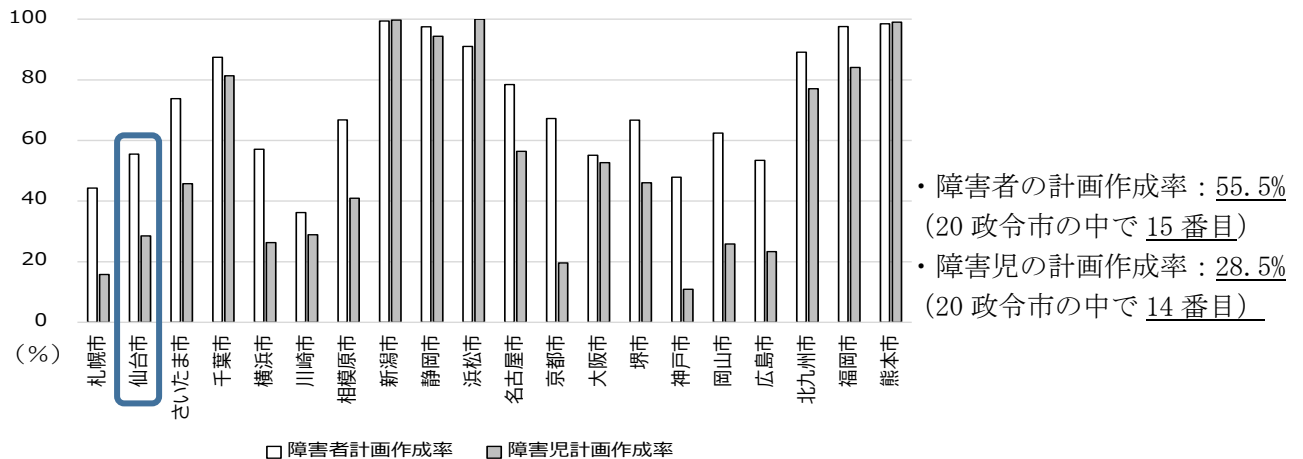


障害者相談支援体制整備に係る取組みについて①（計画相談支援・障害児相談支援）

1 経過

- 本市では、障害福祉サービス受給する障害児者のうち、計画相談支援・障害児相談支援（以下、「計画相談支援等」という）によりサービス等利用計画・障害児利用支援計画を作成する障害児者は半数程度で推移している。こうした状況を踏まえ、計画相談支援等がより利用しやすい環境を整備するため、令和5年度より実態の把握に着手した。
- 今年度は、実態把握のための調査・分析を進めていくとともに、目的の達成に向け、課題と取組みの方向性について整理することとしていた。

*参考：計画相談支援等作成率の政令指定都市間比較（令和5年3月時点）



2 今年度の取組みについて

(1) 実態把握の取組み

① 計画相談支援等を担う指定特定を対象とした調査（参考資料3-1参照）

- 令和6年6月に市内56事業所を対象にアンケート調査を実施し、51事業所からの回答があった（回答率91%）。
- 基礎集計の結果から、以下のことが明らかとなった。

- 8割以上の指定特定において、同一法人内で何らかの障害福祉サービスを実施していること
- 指定特定の4割以上が、いわゆる「一人事業所」であること
- 相談支援専門員等の約半数が、計画相談支援等の実務経験5年未満であること
- 7割以上の指定特定において、事務職員は配置しておらず、多くが相談支援専門員等が事務作業を担っていること
- 計画相談支援等に係る各種加算を算定できていない指定特定が多いこと
- 相談支援専門員等1人あたりが担当するケース数に大きな差があること
- 51指定特定における計画相談支援等の受入れの余力は273人分であること
- 計画相談支援等の一連のケースワーク過程において、困難さを抱える指定特定があること
- 多くの指定特定において、支援上の困難さを軽減・改善するための効果的な工夫が行えていないこと
- 計画相談支援等の事務作業に困難さを抱える指定特定が一定数あること
- 関係機関と必ずしも円滑な連携を図ることができていない指定特定があること
- 業務の都合等により、区障害者自立支援協議会（以下、「区自立協」という）に十分に参加することができない指定特定はあるが、関係機関との連携の推進等において、参加することに効果があると感じていること
- 計画相談支援等の実施にあたり、ほとんどの指定特定が国や市等が作成する手引き等を活用していること
- 指定特定の収益による独立採算の可能性については、不可能との見解を示す事業所が最も多かったが、一方で、独立採算が可能、あるいは工夫次第で可能な指定特定が一定数あること

② セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査（参考資料 3-2 参照）

- ・令和 5 年 12 月にセルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者 6,276 名を対象にアンケート調査を実施し、1,463 名からの回答があった（回答率 23%）。
- ・調査結果から、以下のことが明らかとなった。

- 計画相談支援等について、サービスの名前や内容等の認知度が低いこと。特に計画相談支援等の利用希望が不明な障害児者に関して顕著であること
- セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者のうち計画相談支援等の利用経験がある方から、計画相談支援等により生活状況の改善につながらなかったとの声があること
- 障害児者いずれも、計画相談支援等をすぐに利用できない背景には、計画相談支援等や指定特定相談支援事業所（以下、「指定特定」という）の情報がない、対応可能な事業所が見つからないという事情があること
- 障害児の 6 割、障害者の 5 割が計画相談支援等の利用を希望していること
- 計画相談支援等を含むサービスについて、行政機関等における説明が十分に行われていないとの声があること
- 障害児者いずれも、障害程度が重度の方の方が、軽度の方に比較して、計画相談をすぐに利用したい意向を示していること。また、困りごとに対処できていない割合が高いこと。
- 障害福祉サービスを複数利用している障害児者の方が、単一のサービスを利用している方に比較して、計画相談支援等をすぐに利用したい方の割合が高いこと
- 障害児の 9 割、障害者の 8 割が「家族・親戚」「友人・知人」以外の相談先を有していること

(2) 課題（暫定的な整理）

① 指定特定の支援力の向上

- ・指定特定を対象とした調査によると、計画相談支援等を担う相談支援専門員等 1 人あたりが担当するケース数に事業所ごとで大きな差があることが明らかとなった。
- ・このことは開所年数や、母体法人の考え方なども影響していると考えられるが、計画相談支援等の一連のケースワーク過程において、困難が生じ、円滑な支援が滞ることで多くのケースに対応できていない可能性が考えられる。
- ・この点については、業務に従事する相談支援専門員等に十分な経験がない職員が多いことや、「一人事業所」が多いことからもうかがうことができ、実際に「相談できる環境がない」「困ったときに誰に聞いたらいいか」わからないといった声が聞かれている。
- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査において、計画相談支援等を利用して生活状況が改善されなかったことや、ニーズに即した支援が行われなかったといった声があることから、指定特定における支援実施上の困難さや、人材育成の現状等について、より深めて把握する必要がある。

② 指定特定の事業運営の安定化

- ・指定特定を対象とした調査によると、事業の経営・運営において困難さを抱える事業所が多いことが明らかになった。障害児者に対して、希望する生活の実現や生活課題を解決するために効果的な支援を継続的に提供していくためには、支援力の向上とともに事業の経営・運営の安定化が求められる。
- ・一方で、調査においては、事業の独立採算が可能、あるいは工夫次第で可能との見解を示す指定特定も一定数みられた。本市では、これまでも「計画相談支援運営ガイドブック」を作成するなど、指定特定の運営の支援を行ってきたが、今般の調査を踏まえ、各種加算の算定に係る人員体制の確保や事務職員の雇用等の業務の効率化に係る取組みとの関連などについて、より詳細な分析に取り組み、円滑な経営・運営の手法やノウハウ等を整理するとともに、それらを水平展開していくための方法について、検討を進めていく必要がある。

③ 指定特定を支える体制の充実

- ・指定特定は「一人事業所」が多く、独自で支援上の困難さを軽減・改善するため効果的な取組みを行っている事業所はほとんどない。こうした状況下において、支援等に行き詰った時には、関係機関との協力関係の中で支えていくことが重要となるが、指定特定を対象とした調査では、必

ずしも円滑な連携を図ることができていない場合があることが示されていた。

- ・この点、区自立支協に参加することは、関係機関との連携を強化するとともに、新たな情報の収集や、多角的な視点に基づく意見を聞くことができる等指定特定の置かれている状況の改善に効果が見込まれる。
- ・業務都合等により、区自立協に参加することができていない事業所も少なくはないが、指定特定と関係機関の連携を強化し、支えていくための体制を充実させていく必要がある。

④ 計画相談支援等に関する情報提供の強化

- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査から、計画相談支援等の認知度が低いことが示された。この傾向は、計画相談支援等の利用意向が不明な障害児者に著明であり、利用を判断するに足る情報を得ることができていない状況にあることがうかがえる。
- ・行政機関等からの説明が十分ではない、計画相談支援等をどのように活用し、どのようなメリットがあるのかわからないといった指摘も少なくなく、市民に対する情報提供のあり方について見直す必要がある。

⑤ 計画相談支援等の受け皿の拡充

- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査によると、多くの障害児者が計画相談支援等の利用を希望しており、既存の指定特定の受入れの余力と比較すると、供給が著しく不足していることは明らかとなった。
- ・このことは、計画相談支援等をすぐに利用したいと希望する障害児者が、セルフプランにより障害福祉サービスを利用している理由として、対応可能な相談支援事業所がわからない、あるいは、見つからないとの選択肢が多く選ばれていることに象徴されている。
- ・前述の通り既存の指定特定の支援力の向上や運営の安定化を図ることについても、計画相談支援の受け皿の拡充に寄与すると考えられるが、供給量の不足状況を踏まえると、新たな指定特定を増やしていくことが求められる。
- ・この点、既存の指定特定の多くが、同一法人内で何らかの障害福祉サービスを実施していることは興味深い。母体となる法人において、何かしらの障害福祉サービスを実施していることは、計画相談支援等の利用者の確保がしやすいこと等の理由から、当該事業への参入のしやすさに影響している可能性が考えられる。

⑥ 障害児者が円滑に計画相談支援等につながるができる仕組みの整備

- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象とした調査では、比較的重度の障害を有する方が、困りごとに対処できていないこと、また、複数のサービスを利用する方が計画相談支援等をすぐに利用したいと考えていることが示されている。
- ・国の見解や、計画相談支援等の制度の趣旨を踏まえれば、利用を希望する全ての障害児者にサービスが行き届くことが望ましいが、まずは、計画相談支援等の利用が特に必要な対象が確実につながれる仕組みの整備が求められ、調査結果等を参考として、対象像の整理が必要である。
- ・なお、多くの障害児者が、「家族・親戚」「友人・知人」といったインフォーマルなつながりに加え、困ったときに相談できる支援機関等を有していることが示されている。これらの支援機関等から、障害児者を計画相談支援等につなげていくため、どのようなことが課題となっているのかについて、併せて把握する必要がある。

3 課題を踏まえた今後の取組み

(1) 指定特定の支援力の向上のための取組み

- ・相談支援専門員等の支援力の向上に係る課題及び人材育成のあり方を整理するため、支援実施上の困難さや、困難さを軽減するための取組みの詳細等について、基幹相談支援センターが指定特定を訪問し、ヒアリングを行う。

(2) 指定特定の事業運営の安定化を図るための取組み

- 指定特定の円滑な事業運営を推進するため、今年度の報酬改定を踏まえ、多くの指定特定において活用されている「計画相談支援運営ガイドブック」を改訂する。また、指定特定を対象とした調査の回答内容について、より詳細な分析を進め、事業所の経営・運営及び支援の実施が安定的な指定特定の特徴等を整理する。

(3) 指定特定を支える体制を充実させるための取組み

- 指定特定と関係機関との連携等を推進するため、地域の実情に応じた取組みを各区障害者自立支援協議会において検討するとともに、地域部会において協議する。

(4) 計画相談支援等に関する情報提供の強化のための取組み

- 計画相談支援等について、市民の目線でよりわかりやすい周知広報について検討・実施する。

(5) 計画相談支援等の受け皿を拡充するための取組み

- 新たな事業者の参入を促していく必要があることから、現在指定特定を実施していない障害福祉サービス事業所等の新規指定の意向や新規参入に係るニーズ等について把握する。

(6) 障害児者が円滑に計画相談支援等につながる事ができる仕組みの整備のための取組み

- セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者の相談先となっている関係機関等に対して、計画相談支援等につなげていくための課題等について、ヒアリングを行う。
- また、計画相談支援等が特に必要な対象像の整理のため、豊かな支援経験を有する主任相談支援専門員等にヒアリングを行う。

4 スケジュール（予定）

取組み		10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	基幹相談支援センターによる指定特定へのヒアリング	基幹委託	ヒアリング		結果整理		
(2)	計画相談支援運営ガイドブック改訂	改訂ポイント整理		実践者への意見聴取	改訂作業		
	指定特定調査の分析	詳細の分析					第2回自立協 本会にて、各 種調査結果に 基づく課題や 取組みの方向 性及び作業の 進捗を報告
(3)	各区自立協の取組み検討、地域部会		第1回 地域部会	各区自立協における 取組みの検討・計画	第2回 地域部会		
(4)	わかりやすい周知広報	周知広報のあり方の検討			周知広報の準備		
(5)	障害福祉サービス事業所等の意向等の把握	意向等の把握方法の検討・実施			結果整理		
(6)	関係機関へのヒアリング	ヒアリング 方法検討	ヒアリング		結果整理		
	主任相談支援専門員へのヒアリング	ヒアリング方法検討		ヒアリング			